新橋体育センター他４施設 指定管理者選定基準

評価項目		配点
１　施設運営管理方針に関する項目（合格点３．３点以上）		
	（１）　施設の性格や目的の理解	３
	（２）　提案が市の施策に沿ったものであること	３
	小　　計	６
２　事業提案（計画）に関する項目（合格点２８．６点以上）		
	（１）　事業の具体的取り組み方	９
	（２）　施設の管理体制・職員の配置	５
	（３）　適正な管理・モニタリング	５
	（４）　安全管理・緊急時への対応	６
	（５）　市民サービスの向上	１０
	（６）　障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興	５
	（７）　環境・地域等への配慮	５
	（８）　平等利用	２
	（９）　自主事業	５
	小　　計	５２
３　指定管理者に関する項目（合格点９．９点以上）		
	（１）　団体の物的・財政的能力	６
	（２）　施設の運営実績	６
	（３）　団体の地域貢献	６
	小　　計	１８
４　指定管理者の活動に関する項目		
	（１）　浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	２
	（２）　各種認定等の有無	２
	小　　計	４
５　指定管理料に関する項目（１）（合格点５．５点以上）		
	収支計画の妥当性	１０
	小　　計	１０
６　指定管理料に関する項目（２）		
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}}$ ×配点	１０
	小　　計	１０
現指定期間の実績に基づく加減点		
合　　計		１００

選定条件

１　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の55%以上（合格点）であること。

２　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。

３　４の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。

４　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。

５　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。